

# 姫百合-白銀公判闘争勝利

沖縄-「本土」を貫ぬく反天皇制裁判として勝利しよう!



皇太子沖縄上陸阻止

戦犯天皇糾弾闘争を支持する会(関西)

《 目 次 》

- ① 発行にあたって
- ② 支持する会(東西)のよびかけ
- ③ 起訴状
- ④ 公判の争点めぐって
- ⑤ 公判の記録
- ⑥ 警衛規則について
- ⑦ ひめゆりの塔と津籠敷について
- ⑧ 資料(商業新聞による報道)
- ⑨ カンパの要請

# ①発行にあたって

すべての反天皇をきうみなさん！

昨年七月十七日、沖繩の姪百合の塔、白銀病院の地に於いて、沖繩青年とそれに連帯した「本土」青年によって戦犯天皇制闘争が貫徹された。当時沖繩では皇太子の沖繩上陸をめぐる様々な論議が噴出し反村の意気表示がなされ、文字どおり燃えろ島と化した。

多くの人々の支持と共感をよんだこの斗いは、現在那覇地裁に於て反天皇裁判として進められており、六月八日をもって検察側証人尋問が終わり、弁護側反証公判として審理局面を迎えようとしています。初回公判に於て宮城安理反動裁判長は、その天皇主義者としての姿を暴露し、被告が生年月日を西暦で答えたことに對し、昭和何年かと元号を強要し、また住所についても沖繩と答えた被告に對し、沖繩「県」です、ね、との念の入れようであった。更に長期にわたる検見禁止

に對して發言を求めた被告に對してそれを正殺し被告を含めた傍聴者全員に退庭を命じたのである。私たちは初回公判にみられた検察官、裁判官一体となった反動的訴訟指揮を法廷内外をつうじて断固粉砕し、すべての天皇主義者を沖繩から放逐しといかねばなりません。

沖繩解放を考える時、この反天皇裁判に象徴される沖繩と天皇(制)を弁えずにはいられません。天皇制は明治以降、沖繩にとって差別、抑圧、収奪の元凶であり、そのことが最も端的に示されたのが沖繩戦です。

沖繩戦に於ては「友軍」と思っていたはずの天皇の軍隊は住民の食糧を奪い、壕から叩き出して砲火の中にさらし、戦士の邪魔になるからと、又ある者はスパイ容疑で惨殺していった。これが天皇、天皇軍隊の正体に他ならなかったのです。「復帰」と同時に天皇の沖繩上陸が画策され、そ

の度に失敗し、皇族の福祉施設訪問という形でつよす。その意味で、私たちが沖縄解放をいう時、避けうにくり返され準備された。そして七五年、海軍博覧会に出席することの出来ない、まさに歴史的な斗いである。名を借りて皇太子アギヒト・ミンナゴが沖縄に上陸せん

としたのである。戦後沖縄社会の経済的再編。「返還」を掲げる会には、この斗いを断固として支持し、し攻撃の総仕上げ、沖縄経済破壊の超爆弾としての海 天皇(制)と斗う人々の結集体として、とりわけ「洋博の名譽総裁の紋章をつけ、沖縄人に対する同化攻撃本土ロー沖縄をつらぬいて反天皇を切り口とした階級と沖縄戦にみられる悲愴その強要のままの姿で、級の連帯の場として 発展させるものとし

天皇に抵抗する沖縄人をなぎ倒し天皇イデオロギーを配地区にしようとし、機動隊大部隊をひきつれ、力づくでなりふりかまわぬ攻撃をかけてきたのであった。ここにパンフレットをお届けして現在緊急かつ本格的な準備を進めた公判斗争の経過と活動の一端の

闘戦士の決起は、明治以来の差別抑圧と沖縄戦に源 報告を行うとともに、諸先輩、前々諸兄弟の批を発した戦犯天皇への怒りを一身に体現した決起だと判を仰ぎ、あわせて「支持する会」への結集と可能

いって過言ではありません。それは、沖縄の一部の 限りの援助を訴えたいと思ひます。「指導者層が、皇太子来沖反対を掲げながら、戦斗的に斗争決意を表明した部分に過激派のレヴェルをほり斗争發展を正当化する中で、七・一七ひめゆり・白銀 決死糾弾斗争として断固として斗いぬかれたので

皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾闘争を支持する会(関西)への参加の呼びかけ  
あわせて、「反天皇統一戦線」結成の訴え

- 呼びかけ人
- 金城 実 (彫刻家)
  - 桑原 重夫 (牧師)
  - 山城 三郎 (沖縄人)
  - 仲本 幸哉 (牧師)
  - 仲尾 次清彦 (牧師)
  - 合田 悟 (牧師)
  - 前島 宗雨 (牧師)
  - 堀江 壮一 (アジア・アフリカ人民連帯日本委員会大阪府本部)

関西の地において、天皇制イデオロギーと戦い、その視点から特に沖縄解放の戦いに連帯しようとしておられる皆さん。私たちは、沖縄同などの諸君による、七月一七日の白銀、ひめゆりの決死的糾弾闘争を支持し、それを支援する運動を軸にして広範な「反天皇制(イデオロギー)」の戦いを展開すべく、「皇太子沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾闘争を支持する会(関西)」の結集と参加を呼びかけます。沖縄の歴史と民衆にとつて、いま開催されている「沖縄海洋博」が何んであり、皇太子夫妻の沖縄訪問や「ひめゆりの塔」などへの参詣が何を意味するかを思うときに、私たちも、その糾弾闘争に生命をかけた知念功、金城博文、川野純治、小林貢の四君の戦いに連帯して、それぞれの情況の中から「戦犯天皇糾弾」の戦いを更に強力に展開しなければならぬ「迫り」を感じます。

近代沖繩の歴史を貫くものは、日本政府の差別政策にも繩の民衆に悲惨な流血を強いた戦いでした。しかも、そことなく、植民地主義的な収奪支配であつたといえます。一では、単にアメリカ軍に殺りくされただけでなく、日本八七九年の「琉球処分」は、明治政府が薩摩藩の琉球支配軍が自らを守るために、またスパイ容疑などで、多くの沖繩を受けついで、日本の帝國主義的國家膨張の前線基地とす繩の民衆を殺傷したのでした。全く、沖繩戦こそは琉球処るために、警察と軍隊の力で強行されたものといえます。分以降の天皇制日本國家の沖繩に対する差別政策と植民地それ以来の沖繩は、労働の面でも、土地政策の上でも、支配の頂点であつたといえます。その沖繩を、一九五二年税制においても、徹頭徹尾、「本土」政府から差別を強いらのサンフランシスコ条約において、日本政府は、切り捨てられ、そこにおこつてくる階級矛盾に対する沖繩の民衆の怒てかえりみなかつたのです。

りの声は、「天皇制國家」の一員という名目で行われた「七二年の「返還」は、戦後の沖繩民衆の一途の願いであり皇民化教育」による天皇主義的政策によつて、欺騙的に愚つた「復帰運動」にのつかりながら、あらたな差別と同化蔽されてきました。そして、天皇制日本國家は、沖繩の民政政策で沖繩の伝統と文化を破壊して、日本帝國主義の資本衆からあらゆるものを奪いながら、それを足がかりにしてと権力とに組みこむものでした。アメリカ帝國主義と結託朝鮮、台湾、中国、東南アジアへと侵略を続けて肥え太つして朝鮮戦争やベトナム戦争に手をかけ、アジア人を犠牲ていきました。その際に常に強調されたのが「天皇」であにして「復興」した日本帝國主義が、再びアジアの盟主となり、そのもとで常に屈辱的な抑圧を加えられたのが、朝鮮して侵略体制を築きあげていく、その過程が「七二年返還人、中国人、部落民など、そして、沖繩の民衆でありました。その「返還」の内実化として、O T た。

この「日本國家」の天皇制による沖繩の差別政策の行きと並行して産軍複合体の構築として行い、しかも、イデオ ついたものが「沖繩戦」であり、その侵略的再編が、七二ロギー的にもそれを「七二年返還」の完成として行われた年の「返還」であつたといえます。

ご存知のように、三ヶ月にわたる沖繩戦は、ただ日本の「七二年返還」の前には、天皇がヨーロッパ訪問をは帝國主義傳播者達が、天皇と天皇制を守るためにのみ、沖しめ、各地に動きまわりました。いま、「七二年返還」の

とらげとして、琉球処分以来の天皇制による差別支配を再帯すべきかを提示するものとして、意義があると思ひます。この「七二年返還」の前後には、天皇がヨーロッパ訪問をは

権力が、はかならぬ沖繩戦の最激戦地に皇太子を訪問せしめて第二次世界大戦を聖戦化し、天皇一族の戦争責任を免罪し、また、「ひめゆりの塔」にもうでることによつて、連帯しながら、そこで鮮明にうち出された「天皇制闘争とすることを、その意圖をあらわに示したものです。沖繩の民衆の痛ましい戦争体験を利用することに対して、私た

らには限りなき憤りをおぼえます。最も痛苦な自己批判をもつてしか成りえない場所には、最も犯罪的な侵略と同化政策の尖兵として天皇一族が勤れることは、決して許せないこと

です。七月十七日の知念、金城、兩君の闘争は、この沖繩に對する天皇制日本國家の差別と抑圧の歴史を、断固糾弾しながら、いま、あらたに進められようとする同化と侵略支配に對して、沖繩の民衆の怒りを爆発させたものです。そして、その権力的・思想的頂点に立つ「戦犯天皇」と「天皇制イデオロギー」に對して、確固たる闘争宣言をした

ものです。しかも、その戦いが、「本土人」としての川野君、小林君が参加しての沖繩人と「本土人」の連帯闘争として戦われたことは、「本土人」が沖繩の民衆の「ヤマト」に對する告発をどのようを受けとめ、どのような形で連帯すべきかを提示するものとして、意義があると思ひます。本間に、日本帝國主義のアジア侵略を阻止し、私たちが自らも含めた人民の解放をかちとるためには、この七月十七日の闘争を支援することによつて、沖繩解放闘争に連帯しながら、そこで鮮明にうち出された「天皇制闘争」を自分たちの足もとでも展開していく必要があると思ひます。

以上のような認識に立つて、私たちが「皇太子沖繩上陸阻止・戦犯天皇糾弾闘争を支持する会（関西）」を結成することを決意し、日頃から志を同じくする皆さんに呼びかける次第です。朝鮮侵略に端的にあらわれる侵略体制の構築に必死になる日帝政府は、現在、「慰靈表敬法」という名の「靖国神社法案」の制定をねらい、八月十五日には三木首相を靖国神社に参拝させ、九月三十日には天皇の訪米を計画しています。こうした動きに對して実際の戦いを展開することが、アジア人民と連帯して「革命」をかちとり、資本と権力の手から民衆を解放する道でしよう。そのために、私たちが、「天皇制」「天皇制イデオロギー」に反対するあらゆる人々に呼びかけて、「反天皇統一戦線」の構築をも意図しています。

十一月三日（文化の日）海洋博ナ

シヨナルデー、一月十八日の海洋博閉幕式と皇太子アキヒは一步も沖縄へ入れない。「本土人」と「本土」資本の沖縄は二度三度の沖縄上陸を敢行せんとしています。秋冬に編占拠を許さない、海洋博粉砕の意志も固く、本「皇太子」集中して露光客の飯面を設つた大和人が沖縄に上陸し、占沖縄上陸阻止。戦犯天皇糾弾闘争を支持する会（関西）「  
浸し、沖縄女性を喰い荒さんとしています。皇太子を今度への結集と参加を呼びかけます。

「皇太子アキヒト沖縄上陸阻止・戦犯天皇糾弾闘争を支持する会」（関西）  
会 則（案）

- 一、本会は、七、一七ひめゆり、白銀決死糾弾闘争を断固支持する。
- 二、本会への加入は、個人加入を原則とし、会員からは会費として一口、一ヶ月五〇〇円を徴収する。
- 三、事務所を大阪市内に設置し、事務局をおく。
- 四、事務局は定期的に「機関紙・ニュース」を発行し、支援と情宣活動を担う。

連絡先 大阪市大正郵便局私書箱一九号（現代社）

電話〇七二六一九六一二五六二一

### ③

## 起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する

昭和五〇年八月七日

那覇地方検察庁

検察官 検事 安部正義

那覇地方裁判所殿

本籍 沖縄県那覇市字繁多川二三番地

住所 不詳

職業 不詳

勾留中 知念 功

昭和二五年三月二四日生

本籍 東京都品川区小山台一丁目五四七番地

住所 不詳

職業 不詳

勾留中 小林 貢

昭和二五年二月一日生

## 公 訴 事 実

被告人兩名は、共謀のうえ、昭和五〇年七月一七日午後一時二四分ごろ、沖縄県糸満市字米須西原一〇五一番地の一所在の礼拝所である「ひめゆりの塔」において、折から皇太子及び皇太子妃が、向所正面の献花台前で、礼拝を終え、引き続き、随従員ら多数の佇立するなかで、源ゆき子から「ひめゆりの塔」の由来等の説明を受けていた際、ヘルメットをかぶるなどした姿で右礼拝所内の地下自然壕内から同壕開口部にはいあがり、火炎びんおよび爆竹を皇太子らの直近目がけて投げつけ、右火炎びんを右献花台基部付近で発火炎上させるなどし、もつて、礼拝所に対し、公然不敬の行為をするとともに、火炎びんを使用して、人の生命、身体に危険を生じさせたものである。

## 罪 名 及 び 罰 条

礼拝所不敬 刑法第一八八条第一項・第六〇条

火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反

同法第二条第一項・刑法第六〇条

暴力行為 公務執行妨害

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する

昭和五〇年八月七日

那覇地方検察庁

検察官 検事

安部正義

那覇地方裁判所殿

本籍 沖縄県国頭郡東村字平良二一〇番地の一

住所 不詳

職業 不詳

勾留中 金城博文

昭和二五年四月二四日生

本籍 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙一九五八

住所 不詳

職業 不詳

勾留中 川野純治

昭和二九年九月二二日生

公訴事実

被告人兩名は、共謀のうえ、昭和五〇年七月一七日午後一時五分ごろ、沖縄県糸満市字糸満二〇四一番地の五所在白銀病院三階西側ベランダにおいて、折から、「ひめゆりの塔」参拝等のため、同病院西側道路にさしかかった皇太子及び皇太子妃の行啓車列にあつて、先導車、前駆車、お召自動車、側車に乗車し、侍側奉仕、警衛等の任務に従事中の沖縄県警視中島政雄はか一三名に対し、こもこも、クレゾール石鹼液入りガラスびんなど多数の器物を次々に投げつけ、ガラスびんを破砕飛散させるなどの暴行を加え、もつて、右警察官らの職務の執行を妨害したものである。

罪名及び罰条

公務執行妨害 刑法第九五条第一項・第六〇条

注 罰条の条文は 4 の条目部にのせて

います

4の間の公判の弁論

をめぐって

7、17斗争以降、4戦士に対する取柄の対等は、オ一に7、17斗争への報復としてあり、4戦士に対する長期勾留はいつまでもなく、一切の外部との接触を断つ、長期にわたる検閲禁止としてあつた。オニは、この斗争が明確に、戦犯天皇を糾弾を掲げて斗争したことと恐怖し、憎悪し、その懲罰を全ゆる手段でつて抹殺せんとしたのである。沖縄戦は団体護衛一夫皇制維持のもとに当時の人口の三分の一、約20万人の住民の命を犠牲とし、かつ「衣冠」であるはずの日本軍の残虐行態を目のあたりにした体験と結びついて、7、17斗争は多くの沖縄人の共感と支持をまきおこし、同時に、それが「反戦平和」のレベルにとどまることなく沖縄戦をもたらし、戦前の「皇民化教育」への反発の主体的反省をもつてつけとめられたのであつた。こ

のことは、ひめゆり、白銀公判のオ一回における裁判長告戒の強権的訴訟指揮に被告ら、傍聴者全員退庭といふ前代未聞の暴挙の中に何よりも明らかであ

るし、また、日帝の意をうけた検察側の起訴状の中にも明らかである。即ち、検察側は、斗争が明確に皇太子アキヒト、ミチコへの糾弾であつたことと意

図的にあしかくすために、そして、この裁判に皇太子アキヒト、ミチコと天皇制を登場させたいために公務執行妨害なる罪名をソツケ上げ、あらかも斗

いが「護衛」の警官にもけられたかの如くおぼやけまた「礼拝所不敬罪」なるソツケ上げを行つて、斗

争がひめゆり戦死者と敵対するかの如く描き、かつ

それもお礼拝所不敬罪オ一項（「礼拝行意」への妨害

）ではなく、オ一項（場所のものへの不敬）として起訴するといふ事に論理的にあらわれている様は、南部戦線、とりわけ、煙台台の塔を「天皇のために自

んとしているものであった。

しかし、この検察側の意向と、それに忠実に従って来た裁判長の訴訟指揮も、検察側証人尋問として行なわれてきたこの間の公判の中で、4戦士と弁護側の斗いによって、大まかに破綻をみせている。

公判証言の中で、検察官は「投石罪が皇太子アキヒト、シムコのお召車に向けられていた」と証言し、あげた検事の誘導で「車列全体に向けられて投石された」と修正したり、又、「皇太子糾弾の声を聞いた」といふ証言、逮捕検察官が逮捕理由を「お召車に対する空投石事件（与ら本）投げていたのを現認したから」と証言する事によって検事の歪曲が誰の目にも暴露されてきているのである。

またこの、皇太子アキヒト、シムコへの糾弾として斗争が貫徹されたこと、反天皇裁判として公判斗争を闘いぬくこと、この点をめぐる攻防こそ、公判斗争の中心内容である。

んだものであり、現在の日帝の危機の中における天皇、感情を考慮して、噂の中は検察しなかつた。などと判、天皇制イデオロギー攻撃の政治過程への公然たる登場とみあつて、刑法改正として不敬罪の法制化を準備しているものである。公判の中で暴露されたように、日帝は、皇太子の上陸に際して、この「警衛規則」を最大限拡大解釈し、かつそれ以上の過剰警備体制を布いていたのであり、我々は、反天皇裁判の中心柱として、この「警衛規則」の反人民性の暴露と、これに基いた公務執行妨害罪デッチアップ攻撃を打ち破る必要が打たれたい。

オニ泉は、礼拝所不敬罪オニ泉の通用を祈願することである。検察側のこのデッチアップの意図は、先に述べたことと、沖繩戦士の斗いを、ひめゆりの霊をふみにじつたものとして描き、ひめゆりの塔を宗教的の意味での墓所としてつ造じ、斗いの意義をふみにじり、沖繩人と糾弾斗争を何となく分断しようとする攻撃であり、事実、彼らは、検察本部長をして「県民

さて、9月29日のオニ泉公判以降、分離公判として

ひめゆり7回、白銀10回の公判が行われ、6月8日ひめゆり公判に於て、検察側証人への尋問が終り、7月26日、4戦士と弁護側の証人尋問が開始されるに於て、我々は、次の三点を於いて検察側の意向

を暴露するに打ち付き、反証斗争を勝利しなければならぬ。オニ泉は、公務執行妨害といふデッチアップの基礎となっている「警衛規則」の反人民性を暴露することである。皇太子上陸の際の千名に上る暗黒の警備体制の法的根拠としてあった、この「警衛規則」は、戦前の刑法の不敬罪「条項をこきつぐも」のふり、天皇（制）に対する全人民の斗争を違反する「警衛基準等細則」として全人民の眼から隠れた

国家公安委員公規則として生き延び、相次ぐ人民の斗いに対して一九六九年、「警衛規則」として強化されたものである。そして、その性格がけつて、その条文の中には、精神障害者への差別条項等を含

あたかも彼らこそが、ひめゆりの意を尊重するかのよつたボ・ズをとつたのであった。だが、彼らのこの取りつくりは、検察側証人の「事前の検察当局はしつがむかつたので、場の中は翻べなかつた」といふ証言によつて破綻してしまつた。また、このかんの証言の中で、「糾弾堂には遺骨がなく、その遺骨を遺棄に務まれている」とこと、又、証人津ゆき子の口からさえ「宗教的霊所ではなく、反戦平和の主旨を達せられた」等の証言をひきだしている。だがわれわれは、かかる権力の意図が、丁度的な攻撃

としてあることを忘れてはならぬ。戦後、各部落へ帰つた沖繩人民の仕事のオニ泉は遺骨を集め、戦死者の遺骨をすることであつた。それらが、反戦平和の願と共に、榎白倉の塔、魂魂の塔、白梅の塔、万華の塔等として建てられたものであつた。だがしかし、60年代の厚文仁の整備と共に、日本軍各部隊



死者の塔が林立し、それらが「殉国の死」として死者の英霊化が行なわれ、当初の柔らかな感情から明らかなに日帝の政治的意図をうけて死者の「英霊化」、沖繩戦の聖戦化、摩文仁の「靖国化」が打ちあろうとしているのである。前都住民の、「摩文仁は、「本土」の日本軍の塔が占拠している」という批判、ひめゆりの塔の観光地化への批判は、そのことをはっきりと見抜いているのである。礼拝所不敬罪攻撃は、日帝のこの攻撃のほころび上にあつて、沖繩戦の聖戦化、摩文仁の靖国化を通じて日帝の侵略反革命への沖繩「本土」人々の動員を狙つて打ちあろうとしたことを我々は決して見逃がしてはならない。ひめゆりの塔は、英霊の礼拝所ではなく沖繩人への屠殺の動かぬ証拠としてあり、天皇制の打倒を望み、斗つた沖繩人々と「本土」人々にとつての斗いの戦場としてあるのである。

オーストリア「光榮の戦術法」への反響である。いふまでもなく、ひめゆりの塔「返還」とともに、安條の闘争は狙つて打ちあろうとしたことを我々は決して見逃がしてはならない。ひめゆりの塔は、英霊の礼拝所ではなく沖繩人への屠殺の動かぬ証拠としてあり、天皇制の打倒を望み、斗つた沖繩人々と「本土」人々にとつての斗いの戦場としてあるのである。

「戦死天葬」の口で、天皇陛下の御葬儀を、三ノ宮を法廷に引きまわし出し、ついでに戦士の決死純潔無垢の歴史の勝利の地を、よりゆるぎないものに打ち固め、抑へ「本土」を貫ぬく、万天皇制裁判の一大橋頭堡として打ちあはせよう。

### 参考資料

#### ひめゆり

\* ひめゆりの使用等の処罰に關する法律違反  
オーストリア「光榮の戦術法」の使用

ひめゆりを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を及ぼした者は、十年以下の懲役に処する。

#### \* 刑法

オーストリア「光榮の戦術法」

二人以上共同して犯罪を實行したる者は、首犯とす。

#### \* 刑法

オーストリア「光榮の戦術法」  
一 神祠、仙堂、墓所其他礼拝所に対し、公然不敬の行為ありたる者は、六月以下の懲役、若しくは禁錮又は知田以下の罰金に処す。

#### \* 刑法

オーストリア「光榮の戦術法」

公務員の職務を執行するに當り之に対し之を暴行又は脅迫を加へたる者は、三年以下の懲役又は禁錮

# 5 公判記録

## （九・二九白銀第一回公判）

による逮捕以来三月月に及び不当な接見禁止に対する解除要求と、それに対する抗議又九・三〇天皇訪米に対する怒りを込めた「ハンスト宣言」をする

七月一日、糸満市自衛病院から皇太子マキヒトミナコに対し、階級の鉄柱のオ一撃を加えた金城、川野君に対する初公判が沖縄、那覇地裁で開かれた。

「接見禁止への抗議に対しても、宮城裁判長は」退廷、」を連呼し、さらにこの反動的訴訟指揮に対する傍聴席からの圧倒的怒りの抗議に対しても

冒頭の人定質問から、天皇制に対するたにかいを用始された。川野君は天皇制である「元号」を敢然と拒否し、半年前日を西暦をもって答えた。しかし、宮城地裁裁判長は、反動的態度で「昭和何年」ですかと天皇主義を強要する質問をした。これを拒否された宮城は更に「その前、それも日本人か」と恫喝してきた。又

「国との事柄における確認を踏みにじり、検察側の都合に合わせ、一面的に十月二七日と指定したのを

大和排外主義と、天皇制支配によって「ガサレタ」表現を押しつけようとした。そして、知念、上岡両弁護士の口唇による求釈明をいっさい認めず、金城君

「国との事柄における確認を踏みにじり、検察側の都合に合わせ、一面的に十月二七日と指定したのを

# 〈十・二七才二回公判〉

才三回公判は起訴状に対する「求釈明」に先立ち、上岡弁士から、金城、川野両被告の法廷における

①筆記用具及び机の使用許可

②弁士との打合せのための弁士のすゝ前に座りさせること。

を要求し、全面的に承諾された。「求釈明」では九点にわたる釈明要求がなされた。主要な

の「共謀が成立した。日時、場所及び共謀」と現

実が(行為)皇太子アキヒトにむけられたものか、どうか

(b)「ひめゆりの塔」とは何か

(c)皇太子アキヒト・ミチコとの参拜の目的及び資格について

などが要求されたが、検察側は両被告の「共謀」行為は警護の警察側にもけられたものだとはいはり、天

皇太子に関することは「いさかい」訴訟の特定

に不利益であるから釈明の限りではない」「本件と無関係」と釈明要求を拒否し、七・一七の闘いを

「公務執行妨害」として押し通さうとした。しかし

金城、川野両君による「罪状認否」に対する意見陳述は「一六〇九年マツマによる琉球侵略にはじま

る大和及び天皇制(性)による抑圧に対する差別支配の数々、又、抑圧者における皇軍、日本軍の残

虐のひどく、ひとつと暴き、伴せて皇太子アキ

ヒト・ミチコに対する、暴力糾弾斗争を意図し、かつ斗争を貫徹したことを言明し、起訴状の事実

Kつては断固たる「否認」の意志を表明した。

動転した検察側と宮城裁判長は「否認」の処理に窮し、遂に法廷技術を口にして「黙秘」のデッサン上

げを逃げたのである。

# 〈十一・二五才三回公判〉

才三回公判は「罪状認否」に対する意見陳述の若干の補足」と、検察側証人二名の取調べが行われた。

冒頭、金城、川野両君は前回公判における罪状認否

に関する意見表明が「黙秘」であることかたづけられたことに抗議すると共に、「我々の斗争は皇太子アキヒト

ミチコに対する糾弾の斗争である」「これを補足意見として再び文章提出でもって明らかにした。

証拠申請は、物的証拠が検察官によって用示され

両被告の糾弾が検察官によって読上げられた。皇太子糾弾を「公行」と歪曲している検察側

た。それは天皇制(性)が抑圧者一日本人アキヒト・ミチコに

かけて、まさに圧収と抑圧、苛痛と貧困の徴(象)が成した鳥尻証人を証言させたが弁士側質問により

なかつた。それに対する斗争として七・一七斗争を襲ハトカに東単してなかつた②七・一七斗争は

徹したことが明らかにされた。最後の証人調べの中で、ハトカがどこにあってたか知らはかつた。たが、証言を

検察側の陰謀が暴露された。即ち、金城、川野両君を引き出し、いかにげん口調書であることを暴露した

現行犯逮捕した二名の警官は、逮捕時の調書にのみ、金城証人は検察側の介入により証言を圧殺された。

共に「皇太子御夫妻の他百命の塔参拜を妨害するこ

とを目的としたピン等の投テキを現認、現行犯とし

て逮捕したと述べているにもかかわらず、被告弁

士側の質問では「警察官に対する公務執行妨害とし

て逮捕した」とミラを切り、起訴状の陰謀を暴露

した。

# 〈十二・二三才四回公判〉

検察側証人、鳥尻、金城(警官)の尋問が行われ

れた。皇太子糾弾を「公行」と歪曲している検察側

は糾弾のピンが当たった前駆車の横断(象)調書を作

成した鳥尻証人を証言させたが弁士側質問により

ハトカに東単してなかつた②七・一七斗争は

ハトカがどこにあってたか知らはかつた。たが、証言を

引き出し、いかにげん口調書であることを暴露した

現行犯逮捕した二名の警官は、逮捕時の調書にのみ、金城証人は検察側の介入により証言を圧殺された。

# 〈一・二七才五回公判〉

異議申し立てと、それを認めた裁判長宮城の反動的

検察側証人 渡辺(皇宮警護) 中島(皇警警護) に対する尋問が行われた。渡辺証人に対し知念弁士は「この間の公判で被告側は皇太子への糾弾を貫徹したと言明している。本訴の起訴状は公務執行妨害罪であるが皇太子が公務か私的行為か、お召車に乘車していただかば罪状の根底をなす問題である」と前置きし、① 皇太子の乗車台の塔「参拜の目的

② 白銀病院3Fからの被告らのシニプリエコールが聞こえたか

③ 白銀病院からの投下物の落下地点

④ 落下地点より判断して投下による攻撃は

先導者前駆車か、皇太子の乗車している「お召車」であったのか

を問い正した。①については検事 新井の「検察側 主尋問にも表われない、訴因に關係ない」という

異議申し立てと、それを認めた裁判長宮城の反動的 訴訟指揮にたすけられた。②については何か叫ぶ声 が聞こえた」と言い、③については証言は自らの 作成した供述調書と違つ証言をしたため、④の段階 で供述調書と違つことを指摘され、投下きか「お召 車」にむけられたことを認めることも、「皇太子一 天皇問題をインペイ」しようとする政治的意図があ りありとうかがわれた。又、金城、川野両君は、渡 辺証人の供述調書にふれ、「この事件が起った時、予 想したことが實際起ったと思った」とことについて、 「何故予想できなかったか」と質問した。彼は中絶人民の 反天皇制(性)感情にふれることなく「新聞などのよ うな事件があるかも知れない」という記事を読んだこ とがあったからです」と、ただ皇宮警護として、

検察側証人としての使命をまっとうすべく、反動的 姿勢を暴露出した。続いて中島証人の尋問に移り

上岡弁士尋問に投下きか「お召車」にむけられたも のであることを認めた。公判の中で裁判長宮城は「

皇太子、天皇制(性)問題を隠ぺい」するため、検事

証人と意を統一し反動的訴訟指揮を強化してつある

上岡弁士人はこのような姿勢を「極めて政治的であり

天皇制(性)問題を扱きにしては争えない本訴であるか

ら反動的態度を灯処されたい」と申し入れ最後を閉め

くくった。

②御召車の後は供奉隨從車であり、後衛車となっ ていたのは規則違反ではないか

との質問に「自分は上司の命令に従っただけで詳し

いことはわからない」と逃げたが、過剰整備が明ら

かとなった。又、上岡弁士人の尋問には

① 逮捕活動は警衛の任務ではない

② あのようなことが起るとは予想しなかった

③ お召車を急ぐ、御列全体への攻撃がある

④ 御列全体はたいした混乱もなく若手スポットが

著りに程度である

# 〈二・二四才六回公判〉

検察側証人 安次(皇警)の尋問が行なわ

れた。公判の中で警衛規則にも違反した、過剰整備が

明らかになった。

安次証人は金城君による

① 警衛規則によると警衛員は二名乗車となっている

が四名乗車していたのは何故か

はと証言し、公判を終えた

# 〈三・一六才七回公判〉

検察側証人 翁長(皇宮警衛)と加藤

浩(皇宮警衛)の尋問が行なわれた。

翁長証人は七月一六日午後四時頃、金城君が大

島崎といふ名前が證據を理由に入院し、その母川野君が付添つていたと、白銀病院に入院した當時を説明した。又、金城、川野両君の

① 皇太子が来たのさう思つたか

② 皇太子の来沖に賛否両論があつたがさう思つたか

この質問には、檢察官が答へず、証言を得られなかつた。

今回の警備体制が全く異例の過剰警備体制であつたことを暴露した。最後に檢察側の補足質問があり、大量の皇宮警備を一般警備にまで動員した異例の警備体制は中央パースで口く沖繩、皇宮警備部長の答へるまでことをわづらひざる終せよと、才七回公判を終えた。

### 〈四・一三才八回公判〉

加藤証人は左席席の裁判官より、皇宮警察官と、警察庁警備の業務をきたことの根拠をきかれ、皇宮は直

にわかれた。檢察側証人、大城正義(白銀病院長)の尋問が行

近の警備がまであり、一般的に警備は警察庁で行はうのであるつた。たが答へた。裁判官に、それならばあな

大城証人は沖繩人の及大皇制感情を知ることが、病状が道路に面してゐることから、「皇太子に対し、何かするには格好の場所である」と判断、取調と相談し、独自の警備をしてみた」と答へし、又、当時のカルテにもとづき、入院状況の説明、そして、当時の二Fベランダにおける、事案前後の説明を行つた。

### 〈四・二七才九回公判〉

檢察側証人、喜屋武ハツ、等の出陣を予定してゐたか、又席のため証人申請について整理した。

### 〈五・二五才一〇回公判〉

檢察側証人、多々羅清弘(白銀病院医師)に対する証人尋問が行はれた。多々羅証人は①糾弾が行はれた事案を述べた。②ローラビンのようなものは「お母さん」は倒前輪の前に落ちた(あつた)。ビールビンのようなものは「お母さん」は倒後輪の近くに落ちた。「いんぐ」の車輪が止まり、再度動き出したと証言(また、白銀病院内の二二〇号を証言し、公判を終えた。

# 天皇の戦争責任追及

## 火炎びん事件公判

【被告】  
 皇太子マギヒト、上岡弁士、小林兩君、知念、長、山崎正義、長谷川、起訴状が読上された後、知念が發言をせよとの要求、皇太子マギヒトに対する東方糾弾があるにもか、わらず礼拝所不敬罪とネツ造された起訴状に対し、又長期の拷問禁止と保釈請求を却下したことに對し意見求め、小林君も發言を求めたが、反對側は「發言禁止」を連發し「勾留されてゐる本人が他と意見を十分の体制で裁判にのぞむのが當然の姿ではないか」と抗する。知念、小林兩君を暴力的に排除させた。兩被告を退送させた後、次回公判を打ち合せ、初公判を賜へた。

（一）一八才二回公判

【要】被告席と弁士人席を接続させ、被告の机の横

## 〈十・六ひめゆり初公判〉

ひめゆり公判は、白銀公判と同じく、懲戒受刑裁判長、山崎正義、長谷川、起訴状が読上された後、知念が發言をせよとの要求、皇太子マギヒトに対する東方糾弾があるにもか、わらず礼拝所不敬罪とネツ造された起訴状に対し、又長期の拷問禁止と保釈請求を却下したことに對し意見求め、小林君も發言を求めたが、反對側は「發言禁止」を連發し「勾留されてゐる本人が他と意見を十分の体制で裁判にのぞむのが當然の姿ではないか」と抗する。知念、小林兩君を暴力的に排除させた。兩被告を退送させた後、次回公判を打ち合せ、初公判を賜へた。

得る實現し、上岡弁士より提出された起訴状に對する説明が檢察側より行はれた。

檢察側は天皇陛下に對することを極力さげろとの、皇太子マギヒト、シキコがけて、火炎ビンが投げつけられたことを隠蔽し、あたかも礼拝所が投げつけたと偽り、更に知念、小林兩君が壕の奥深く十数回の中銃撃の遺体験を通して確固たる決意を不斬のものとし、天皇、日本軍に對する悔自合軍隊と非難人の怒りをい、身に體現して皇太子マギヒトをかけた火炎ビンを投げつけたその意を無視し「公然不敬の罪」をマギヒトに必死であった。

だがこの事は、知念、小林兩君の「罪状認否に對する意見陳述」によつて全面的に暴露された。さして後岡弁士から接続された四点は決定的に檢察側裁判官を打ちのめした。

①本事件は中絶とはじめとした一史的意義と十

分考慮して何よりも沖繩現地を起した事件であり、沖 被告弁士団側にも相 然る政治的背理立証の爲の者  
現地で行なわれる裁判である。裁判長自身沖繩人で 慮がはかりれてしかるべきである。天皇の戦争責任  
あることから、法理論一般として扱えないのは当然で され、本件にあつて裁判長として十分の留意する必要  
がある。

② 検察側の納骨堂の存在をもって礼拝所と規定し、 被告の陳述を補つて余りある正例的弁士により  
墓所の規定をありまいにしていること、又、明らか 検察側、裁判長の政治的意圖を完全暴露し、統一  
に皇太子に対して投げつけられた行為を隠蔽し、礼拝 公判への意を強く示した。

### 〈二二・一六才三回公判〉

に該当しない。何故、皇太子に対する投擲行為を起訴 検察側の証拠提示と証人石垣次隆(皇軍警察大  
しないのか従つて「公然不敬の罪」は無罪であり、公 大工の火を消した人)の尋問が行なわれた。

③ 大工ビンを投げつけた場所と次上した場所が異つ 証拠として両被告の糾弾状が検事によつて朗読さ  
ている 従つて大工ビンはの適用も構成要件を具備し れた 証人尋問は、弁士、被告側より  
ていないので無罪又は公訴棄却が至当である ① かつ、法的根拠により整備を行な、たか

④ この様な検察側の起訴事由の歪曲は果例の事件で ② 整備体制について  
あり明らかに政治的意圖にもつくものである。当然 の備前に検事は「本件公訴事由に關係なし」と擧

申したてをきしたが、沖繩人、旭城裁判長は反対尋問を かつた」と答へ、さらに 現行犯逮捕の理由を大工  
刑限付と一しながらも認め、この事態にキウウした ビンはと公務執行妨害と答へ、検事をあつてさせるの  
検事は、次回以降ちやんと責任ある立場のものを証人 場面があつた。検事側証人であるにもかかりらず、  
として出すと裁判長にむかひてこの事態をとりつくろい、 山城証人自身が海軍博により、自然、経済、人間関  
公判を終えた。 係までも破壊された本都町出身であつたからか、皇  
太子に対する敬語の使ひ方も含め検事の反感をかつ  
たようであつた。

### 〈二・十才四回公判〉

前回の石垣証人に続き、恒百合の塔に配置されてい 今度は、恒百合の塔後方に配置され、遠くに位置  
た。小波、山城両警察官の証人尋問が行なわれた。

### 〈三・二三才五回公判〉

小波証人は当日の警備体制について証言し、側近警 衛班が五班あり、計十一名であつたこと、オ一、オ二  
班は空落、オ三班は使便の塔、オ四、オ五班は恒百合 しながらも直前に、知念、小林両君を逮捕しに來た  
の塔に配置されてたことを明らかにした。又、壕内 と自認し、その天皇まぎ者ぶりには出来ず、た  
検索については「住民感情を考慮し、検索せず」外、 供述(その実はツツナ上げの)をよしている。側近警  
らうぞうして全く異中は打かつたと答えた。しかし、次 衛の由井義昭と、七月十七日、二〇日、二度、接し  
の山城証人は「壕内の検索は梯子が打かつたからしは 対する検察側証人調べが行はれた。由井証人に対

する。反対尋問で上岡弁士は①催百合の場とはどういふ場所か ②皇宮護衛官の任務は何か ③「本土」でも今回のような警備体制をとっているのか ④壕内は何故搜索しなかったのか等の質問をした。これに対し由井は①第二次世界大戦中、ひめゆり学徒が戦死した場所で、神聖地とこのたて固まっている ②天皇、皇太子その御皇族の身辺警備等 ③差異があるとは思はない ④に関しては「聖域」だからと天皇主や者の意を忝弁した。更に知念、小林君の壇内、「皇太子何しに来た」との声が生じた。これを証言した。天皇制、御旗、御儀に南する壇内には、検事、弁士、弁士の紹介により賛同を尊重させた。次の上原証人は、知念、小林君の造り及び前に壕内に遺骨があったことを認めた。知念、小林両君は「親友容赦により壕内に下り、やむを得ず、空の下に身をたたく水もろしたことを暴露し、親友容赦の検事、弁士の物、今もあなごむる遺品との識別

を要求した。検事の介入により引き出せなかった。最後に今回の公判は催百合、白銀の両方の証人のあつた杉山の出立を巡り、弁士側が統一公判を強く要求した。検事室部の執り方には反対意見を統一公判を打ちとめられた。

### 〈五・一一六回公判〉

側近護衛の責任者として、塔に来ていた杉山(傍局調査課)と皇警本部科捜査研究所員本成に於ける検察側証人調べが行われた。弁士の反対尋問の中で①塔の参拜時間 ②皇太子糾弾という声を探ったのは何で賛同され ③石をふる予定だった ④皇太子糾弾という声を聞いたと答えた。又、補ら

の御旗、御儀と催百合斗争、警備計画、参拜の理用、目的、については検事の介入で証言が得られなかった。又本成証人は弁士の質問に①甲という男が、

へにメット着る。皇太子めがけてペンを投げるのを見てたかに対し「は」と答えて、知念、小林両君が主張してついでに、皇太子がメット、メットに対しての糾弾である。これに認め、小林、知念君の壇内に、火がメットを投じた。そのメットに「メット」のメットが投げられた。そのメットを証言した。その回公判は、その日、海軍(海軍合同司令部)に対しては検察側証人調べる。行なわがら、そのメットを公判を終えた。

...

### 傍聴拒否で那覇地裁に抗議

七月十七日、那覇地裁第一控訴部で、皇太子白銀の公判が開かれた。傍聴拒否の抗議が、皇太子白銀の公判に於ける検察側証人調べが行われた。...

### 沖繩タイムス校舎構え

...





12月1日

非常會議整備準備回廊に於ける。

一九四五年

1月中旬迄

米軍機連日少敵機を以つて近傍偵察続く。

1月12日

島田敵大原府内政部長、沖繩県知事に任命される。

未明から夕刻に於けて、米軍機約九百機に於ける偵察、曳引、八重山、沖繩本島攻撃。

本島には延七百機攻撃。戦死者一一五名、負傷一一四名、民間人死者60名。

20日

大本營、「本土作戦計画」決定。閣議で、「沖繩県防衛強化実施要綱」決定。

22日

沖繩爆撃及び空中偵察。

25日

最高戦争指導會議「決戦非常措置要綱」決定。

\* 同政と作戦の一体化 \* 本土決戦の態勢固め。

1月から

才32軍現地才之次防衛警召集。越前才及才才までの健全な国民男子殆んど召集。

2月3日

大本營、第32軍に新任務附与。沖繩県下生徒動員強化、通信、観測、看護等の訓練実施。

2月7日

沖繩の平時地方行政なら戦時行政への切り換え。

2月10日

沖繩本島内北部疎開決定。

2月15日

第32軍「戦闘指針」沖繩県下の軍民に示す。標語「一機一艦船、一隊組、一人十殺」戦車

沖繩県上下に用野村龍宣の国土防衛教育隊編成要綱を。

2月19日

沖繩県下中学校単位の防衛隊組織化始まる。

3月6日

「國民動員動員令」公布。沖繩県、浦内才の男女全員現地召集。

14日

文部省、決戦教育措置発表。4月1日より一ヶ月に全国の学校授業停止決定。

20日

大本營、「当面の作戦計画大綱」発令。沖繩作戦に重点

23日

米軍沖繩本島爆撃開始。(午前七時五分より夕刻まで延三五五機)

24日

米軍機(延六百)沖繩本島攻撃。米艦隊本島南部に初艦砲射撃。(約七百発)

25日

県下各中等学校生徒、徒軍看護婦として各陸軍病院に入隊。

25日

日本軍の命令で座間味島(守備隊長梅沢少佐)で島民集団自決。戦時行政の才一歩として島

こ、県庁を那覇市から首里城に移動。未明より米軍機延五一五機が本島攻撃。本島及び

薩良間列島に艦砲射撃。

那覇市立商業学校生徒、鉄血勤皇隊及び通信隊編成、各部隊に配属。

26日

米軍薩良間列島上陸、同日夕刻。並艦砲射撃を砲撃。

26日

沖繩県立才之、各中学校、農村学校、南南中学校各枝生徒、鉄血勤皇隊、通信隊等を編成、

成、各部隊に配属。

才之高等中学校生徒徒軍看護婦として北部各部隊に編入はじまる。

米軍薩嘉敷島上陸。(3月25日夕刻)

27日

県立首里高等中学校生徒徒軍看護婦として才之師団へ配属(鹿児島部隊)

28日

渡喜敷、座間味両島で住民の集団自決。自決者約七百名。  
昭和高等女学校生徒徒軍看護婦として才以師団に編入。(機指部隊)

29日

真立第一中學校生徒、通信部隊員として各通信隊に配属。

米軍、慶後岡列島を完全に占領。英艦隊、奄美先島を砲撃。米艦隊の本島砲撃本格化。  
才一中学校、工業学校生徒、鉄血勳皇隊精成、各部隊に配属。

30日

夜半から、米軍港川方面に砲撃。米軍機(二百)により日本軍雷艇基地(運天港)破壊。

31日

米軍砲兵隊、神島に重砲上陸。首里日本軍司令部へ砲撃。第32軍司令部、老幼婦女子の  
北部疎開停止を命ずる。

積徳高等女学校生徒、徒軍看護婦として才師団へ入隊。師範学校男子部生徒、独立混  
成歩隊に配属。

4月1日

米艦隊二一九隻による艦砲射撃。午前8時30分、渡之知海岸に上陸開始。10時30分、中  
飛行場、11時30分には北飛行場を占領。上陸した米兵総数約万。

真立米陸学校生徒通信隊員として、第32軍司令部情報部通信隊に入隊。

2日

米軍才七師団、中城高地を確保。才9師団、高袋、棚原の戦線を確保。

3日

米軍、久場崎占領。北飛行場東方に配備の紳士防衛隊百員兵で組織する才58特別警備工  
兵隊八百人全滅。米軍、晋天間東面の戦線を進出。

4日

米軍、北谷、高袋、大山、宜野湾の線まで進出。石川地狭を遮断。国頭地区に進出。

5日

米軍軍政府(ニミックス)布告(公布)。「米軍占領下の南西諸島に於ける日本国の行政  
司法権の停止」 米軍統合村等比類に米軍海軍軍政府樹立。

真立水産学校生徒、鉄血勳皇隊精成。北部中隊隊に配属。

6日

米軍、津堅島に上陸。聖地される。名護町幸喜に上陸。北入進撃開始。

6日

日本軍、才一中航空隊攻撃。一菊水一号作戦

7日

米軍、名護に侵入。日本海上救護部隊遭撃。

8日

米軍の前線西海岸内泊。牧港、東海岸津枝を結ぶ線まで進出。神山島へ斬り入り。

9日

喜茂高地の防戦開始。(四月十四日まで)

10日

米軍、運天港、津堅島占領。

12日

才一中航空隊攻撃(菊水二号作戦)

13日

夜間攻撃の失敗にすぎり、戦略持久の防備強化を命令。

15日

米軍、水納島上陸。几重岳の日本軍を包囲、退却。

16日

菊水三号作戦

18日

米軍、早朝より伊江島西岸に上陸開始。本部半島を制圧。

18日

米軍機六百機以上の空襲。牧港から伊江島に侵入。退却続く。

19日

米軍、早朝より伊江島西岸に上陸開始。本部半島を制圧。

21日 夕刻7時最後の總攻勦命(伊江島)。総攻勦には、住民、防衛隊、口子牧護隊、口子崎口隊も参加。伊江島の全戦隊を捕して、住民千五百名を戦死。  
 城回、伊祖、古波茶地区で死闘展開。嘉新、相原、西原高地で米軍の攻勢阻止。  
 米軍、東部海岸で和守蔵西行一キロの高地と東方の全接線を占領。  
 日本軍の節田は仲回、前田の援を擧げ。  
 26日 米軍の猛攻、仲回、前田両高地の争奪戦。又連隊首里北方へ移動。鈴木首相の放逐。  
 27日 米占領地域市町村長、警察署長を召集して緊急会議(島田知事) 嘉手納沖の米艦隊を攻撃。  
 28日 日本軍總攻撃を、5月4日と決定。  
 5月25日 日本軍海上陸軍隊を東海岸へ一掃成功(西海岸)攻撃成功(日本軍)。全野戦死。  
 3日 嘉手納沖作戦  
 24日 日本軍總攻撃  
 4日 嘉手納沖作戦  
 6日 嘉手納沖作戦  
 11日 嘉手納沖作戦  
 12日 米軍總攻撃開始。13日天久方面の米軍陣地に日本軍斬り込み。  
 14日 米軍那覇市に侵入。首里北西方面(喜地)占領。  
 15日 米軍、首里北西方面(喜地)占領。

20日 米軍首里方面を占領。  
 21日 口嶺、龍王森、那覇、与那原に進出した米軍、首里攻撃隊を討つ。  
 22日 首里の防衛隊は奮戦。砲撃を受ける。  
 23日 此、中隊は城への後行部隊(嘉手納)に侵入して全野戦死。  
 24日 嘉手納を占領。  
 25日 島田知事南都へ下る。嘉手納新隊は打不能となる。  
 27日 嘉手納を占領。  
 28日 牛島司令官、首里を放棄。南都へ下る。  
 30日 米軍首里城へ侵入。占領。  
 6月3日 嘉手納の作戦展開。  
 4日 台風来襲。米軍小隊方面に上陸。翌日陸行場占領。  
 9日 島田知事嘉手納を離れる。  
 10日 米軍司令官(クナ)中將、日本軍司令官牛島中将に打つ。嘉手納を占領。  
 12日 米軍、日本軍の陣地を占領。嘉手納の作戦展開。  
 14日 海軍隊隊山嶺一帯を占領。  
 17日 大里南方面に日本軍展開。  
 19日 米軍司令官部隊別の隊を編入。

21日

未明午前二時、日本軍機が米軍の機銃掃射をまともに最後の総攻撃。融んと五時。

22日

中島司令官、原參謀長、藤本大佐、山浦大佐、大佐、中島、中島、中島の組織隊の終了を察知。米軍、夕米島に上陸。(30日午後三時)

23日  
24日

海軍機、23日夕三時、日本軍機を撃ち、四千人を捕虜にする。  
(沖繩県中城町及び及び彼の暴風)

## (2) ひめゆり部隊の足跡

ひめゆり部隊

\* 沖繩師範学校女子部

部、才一外科、才二

外科、才三外科

海軍沖繩行面軍地

隊看護隊

才一の師団(百部隊)

野戦病院

才一の師団(山部隊)

才一の師団看護隊

才二の師団看護隊

\* 皇土第一高等学校

才一陸軍病院

才一外科、才二外科、才

三外科、経理部、系数分

隊、識名分室

國語、八重山陸軍病院分室

(B) 足跡

3月22日、皆指舎の大送別会

思えば昭和18年、師範学校科格の香に下りて、

以来、甲の學修を終えて、この多難の時局下

國民教育の第一線に挺身して行く卒業生である。

特に9月8日以來の幾度かの空襲に、勤務に、健康

に、生死をともにし、手足の曲く活動してこれた卒

業生である。(略)卒業生の食卓には赤飯・紅白の

祝まんじゅう、カスゴミを用意することになりました。

10時過ぎの停電は何だか急迫の空気を伝え、送別会

の中止を余蘊ない如く判断した。ローンをとも

してこそという生徒達をためらひは解散を命令し

た。(引田は「ひめゆり生徒隊の青春」より)

3月24日、空襲のため識名に避難。

夕刻に勸告命令が下る

。世帯に際して、師範女子部長兼県立一高女の校長で

ある西園三義は、各校の自宅の庭にたむ師範生及

び一高女の生徒達を集めて、一場の訓話をおこなひ、

10時、師範女子部百五十名、一高女生50人の先

徒が駐買場へ引率されて遊園會合を出発。

コース、真和志、識名街道、諸名、一日橋、南(朝方空襲)

(引田は「鉄の暴風」より)

3月25日、午後に時過ぎに師範女子部看護隊到着。

引率教官——陸軍臨時轉送二任ズ、無給看護員

級(沖繩陸軍病院勤務三命ズ)

。生徒は生徒購買の形式になり、おむに軍服に

任用して、このことであつた。(ひめゆり生徒

隊の青春)

。女学生にこそ軍用購買に使用されたのは、はる師範

範本科の二年生と一年生、資料の生徒は皆指舎に

のこのことだもの、それに同じく皆指舎生活をし

ていた一高女の四年生と三年生の一部である。自

史なら種々こいた女学生たちは競争が酷かった

ため、各々の家に帰り、家族と行動をともにする

ようになつてた。(鉄の暴風)

師範女子部

皆指舎の報告——夜になつてから班編成

。壕には水がたまり、こいて泥濘地を成し、底冷えは骨

ひめゆり学徒隊の青春

まで沁みる風だった。はじめは、空ることでもま

。壕の中は立ちつくし、夕方には、この数枚の

3月26日、壕のトラックで設置用具を取りに壕外へ行く。

うらうらむとく、夜更、食糧運搬、壕の偽装、

壕内の設備、深夜の行動は悉く始められた。

。炊事用具の他若干の満員、数種、それに思い出しの

の暴風

（ひめゆり学徒隊の青春）

。夜になると、教員には軍服と軍靴、生徒にはカーキ

色の上シャツと軍靴が配給された。

3月27日、母校と教員集合。「天一号作戦」下命。

隊の青春

。スルクと恩賜の道はくばられ小宮が催される

。到着して二、三日は病院の仕事といつても、葉の運

。私は炊事場付近に全員の集合を命じ、「天一号作

搬の時間があるくらいだった。

戦下命」のことを伝え、全員の奮起を促した。

任務は与えられなかった。

（ともに）「ひめゆり学徒隊の青春」

。看護婦の中は「おなま」は食糧口困る

。軍医の中でも、役口をたないものな大勢来

3月28日、夜10時卒業式。「」の暴風「」

る。田舎といつても会場を決める以外向の用意は

「」

。野田校長以下教師数人、西岡けい部長も首重司

除いて、軍服に転換する。師範卒業生は教育職員であ

り、野田校長と西岡部長が到着したの

るからそのまま生徒として取り扱ふ」とき定めた。

。野田校長は、中校を命じた。中校

もさるるこの取扱いには病院に勤務中の者に対して

。野田校長は、中校を命じた。中校

とられた処置であつて、卒業生全般に對したもので

。野田校長は、中校を命じた。中校

はない。（ひめゆり学徒隊の青春）

。野田校長は、中校を命じた。中校

3月31日、卒業式。中、軍に引き渡す。

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

。野田校長は、中校を命じた。中校

るいは是を押しあるいは折し書きて解っていた。4月19日 米軍の総攻撃以降、戦線は支那悪化し、その上をくえて昼夜向敵の砲火の方面移り出した。まき、リレー式で人口の方へはこびたしていた。そのいざいざ境内は蒸し籠りにはいって、リンゴをなすてた。その土西風の激しい時には人口を二重三重たも防護しなければならなかった。すると中隊は身はだしく衰弱して、息苦しくなり頭痛がする。(ハムめり学徒隊の青春)

看護班は一番はりきって来た。

作業班は衛生材料の運搬や患者の相手を最

機のいかに夜間のうちに。

本部の事務班は徹夜で200人の一日分の食

事を。

○他の任務に暇な時は全行をあげて壕の掘進や新  
たしなげればならなかった。(ハムめり学徒隊の青春)

4月19日 米軍の総攻撃以降、戦線は支那悪化し、  
傷兵の数は増し、内科と外科は各々  
第2、第3外科に改称される。  
護士に付置設定され、徳田、石垣、豊皇  
を司令に一高口全責を担。

4月20日 第1外科と号の壕(看護班が集結してい  
た)に機関が直撃し、看護班の交代い  
かまきちくなる。

4月21日 病院は集中爆撃にあう。編成は断行。  
○今までのような任務別による編成を止め、こと  
職責、生徒をそれぞれ病院の各科に配当して、やる  
に生徒は各壕に配置すること。(ハムめり学徒隊  
の青春)

それ以前にして軍属にすべきな百は論  
議される。一行為をわいと決まる。

○生徒は看護班との対抗意識から、学生であることの  
誇りを堅くし、学生の名のもとにやる(んで困難に  
殉じてしまった)と主張してゆるがなかった。(ハム  
めり学徒隊の青春)

4月26日 初の犠牲者、佐々川米子が戦死。徹夜の看  
護を終って掘所で休憩中、機関攻撃で。

○初の犠牲者であるので、軍のほうで大きな墓標を送  
つてくれ。遺骸は喜原武の丘に埋められた。私は軍  
医を誘って二艇尾ニシテ軍二冊打セルモノニ対シ  
テハ其ノ死傷ノ場合軍属トリ扱フ事ヲ得トシテ軍  
隊内規によつて、佐々川米子に対し同日、「陸軍々  
属ニ命ズ、雑仕但し看護班勤務 日給ノ四ノ錢ノ  
發令をしてもらった。(ハムめり学徒隊の青春)

○第1外科では生徒の全員が中絶の連絡路に集合して  
いたため、足さのばす余地もないという苦情が伝え  
られた。軍医と看護班がゆうゆうと寝台を占領して

おり、教員と生徒は和服着たりにされてくる。  
(ハムめり学徒隊の青春)

4月28日 患者の増加により、急救室(玉塚村)  
に設定し、前々らいる軽傷患者、右麻者  
がど倒れるものを移動させることにな  
り、第一回護送がおこなわれる。大抵知  
善教育引率し、知念坊以下4人。

5月4日 病院が機関砲と爆撃を受けて、次々に壕  
が破壊される。  
第一外科は集中攻撃を受け、生徒上地  
屋とと轟撃ヤスハ犠牲性になる。

5月5日 上地屋より24壕の死体を埋葬した帰途、  
壕入口付近に至り護送を受け、獲獲敷良子  
が脚部に負傷。

7月28日 石川 山城官傷。(大坂軍載日)

この頃、系教付室一白の境から攻撃にあつて全賣中毒

生徒3名死亡、2名重症、引致徳田、石垣の教官重症、負傷者反か

7月28日 西園部長が首里から歸郷して来る。東園平

恵江(師範音楽担当)銘川秀(附屬教員)生徒上江洲若子等を連れて。

この時期に首里飛驒方面の一般軍を南部への上り眼まを命ぜられ、続々として南風原を圍圍して知念方面または摩文仁方面に退去していった。

。清原は姉系子(専攻科)とともに与儀にある部隊に掛りしてしたが、姉は四月中何爆弾のため頭部に負傷、その後の経過は思わしくなく快復の見込みもなかつたので、境内に遺棄したまま来たのである。

(ひめゆり学徒隊の青春)

野田校長は首里。

西園部長引卒で系教付室に傷兵を護送。恩岡、内向随行。

7月28日 文部大臣からの養成電報「職員生徒一同の先死敬謝を謝す」

返電「御慰電を感謝す。職員生徒一同先死敬謝中ナリ」

。右電報「組着職員1名、生徒2名で編成(ひめゆり学徒隊の青春)

。どの境も患者でいっぱいであった。時には道路にたぐり相抱のままねたやられていた。境内は遺棄のラメダと耐えがたい腐臭が漂っていた。(略)その中において若者は煙きやらずに働いていた。

働いた患者は「看護婦」と呼ばれ、わが「学生生」一人」と呼んでいた。(略)生徒はどんな些細な

ことでもまず止めていった。職着看護婦のように無

慈悲にすておけなな。たのである。(略)右慶班

の巡回は三日に一度ならだんだんのびていった。(

略)四時とくと畑はホロホロ落ちて着や、ハーゼを

はぐると一合位の膿がどと流れるのを負ったかた

病棟や軍医に反感を覚えた。(略)ノリした着勤

のためどの生徒も疲弊でいっぱいだった。大が気

持っただけで働いていた。われわれは注意をとり取

つて休養するのみであった。(ひめゆり学徒隊の青春)

7月28日 「井浦軍病院は、7月28日までに山城地

区に搬送し、二千名以上の患者を同院を開設

すべき」

。軍のほうでは、「軽傷者は第一線に送り返す。拙劣患者は極力自力にのりて戦場をける。重傷者は処置す

る」と決定された。処置の仕方については藥物は

る他あるまいと話し合われ、飲薬は有り首あつて

も飲んだこと口こおくこと、また病院の自衛隊

者は持っておくのも惜びないから相送することの

であった。(ひめゆり学徒隊の青春)

3名の生徒(山城、石川、渡瀬)を担

送する。船名介室は南風原に引き揚げて

来る。

7月28日 裏面の中、出発。第3外科は首里から下

つて来る部隊に引かれて移動。本部は8時

出発。

拍撃と急料をよやく用意し、裏面の中にてた。

渡瀬の集合を待ったが、ないので親指先生が呼

びにいった。「一番近い境にいたので、この境

たに守られて中村初子がやってくるんだができた。女の向こうは攻撃を受けており一歩も境を出るこ



とまでできない。親者、真栄田、白里、石塚、仲田が、あつた。軽パンを別けて出発。(この間にフツフツもどつて来る。いつの間に軍も出発してきて誰も、くねなつた。)

いない。残念だが獲獲数をあけて出発する。第一担、小五郎部隊に出た。爆撃で破壊されてきたが、また架(山城)第2担(石川)第3担(仲村)を、また完全な状態があり、無人の民家で夜明けまで休養に最後に親者、私口口学生の手を引いて続いた。親することにした。(5月27日)そこで多数から本部の一行に属したので直隕内もない。早急で喜、進して来た西岡部長の一致と合流する。真栄平が岸屋武部隊を接して直進するようになった。5分位お、本君の率いる第一外科の一部隊とも合流。隣の重砲に艦砲が炸裂する中を走ろうにも走れない泥濘と、で第二、三外科と合流。本部は山城部隊にあるとわ戦いながら進んだ。親者は身体をつなげた。いつ、なつたので、移動し、夕刻本部を捜しあつた。

の間に足靴のねかとなくなり、皮革が大きな口をあけていた。次々に生徒が入はつていった中で、お互いにはげましながら金く一體になつて進んでい、前線の急迫に伴なつて、続々と前進してくる部隊と混雑した。高嶺についた頃は全軍がつかれ切つていて一歩、陣こころ一隊入を一杯にむす。病院は一応、留も足が進まない状況にあつたが、登り口で水で咽喉、守部隊はたのこつていはい山城、救平の陣地に強引をうろおし、坂を登つていった。そこは厚霧所と括、のりこんで獲獲だけ収用した。それも首里城を定めた陣地であつたが、病院の行くを知らず、い、随後の部隊の後退はともない退いていく。る者はいなくなつた。又、将兵で一杯で休むことも許さ、伊原野には随所に壕の争奪戦が展開されていく。

「これは軍と軍、軍と民との間に起る醜い戦いであつた。」

「これは軍と軍、軍と民との間に起る醜い戦いであつた。」  
つた。伊原野には珊瑚礁が崩壊して出来た大小様々な自然洞窟が到るところにあり、たが、それらは多く土地の着やそこを最後として退避して来た一般民のうみき。これを智恵のひい重なり一つ一つあ、い出して占有していった。後制のなつたに敗残部隊の中には剣をふるい鏡を擬して強制的に立ち入り、せ、持ちこたれていれた食料の大部分を奪い取るものもあつた。(敵の暴風)

病院は、本部を山城部落の南端に続く松林にある自然壕におく。およそ五、六〇名收容出来た。オ一外科は、6月14日、軍医も衛生兵も大部分が前線へ行く。官元の救平の壕と本部なら五〇〇メートル位離れた畑の中にある一つの壕であり、多数分室も一箇に收容。オ

の外科は糸州に、オ一外科は職名分室と後に伊原の松林の中へつぼ形の洞窟。收容されたのは野島だけであつた。患者の多くは付近の部落や洞窟の中にあつた。治療にのみ。敵軍は近くの民家をこわして夜襲にまよひ、6月18日、佐藤病院長命令「敵は糸州を侵す

6月10日前後、迫撃砲の集中攻撃。友元香子、佐令、勳務中至近距離で重傷。高江州美代子重傷。

6月14日、軍医も衛生兵も大部分が前線へ行く。官保香子(死亡)安原向唱子(重傷)及び弾。

6月17日、オ一外科、本部の壕へ夜襲。知念(重傷)神田幸子(負傷)。「死に」古沢蔵、瀧子、萩堂ウタ子、牧志ツル



いさした。生を獲つておぼした。女師一書也。し正之の人の骨や遺骸を集めて合祀したものを  
先生はほとんどのやらの生を獲つた。田代  
先生からいれた。たと思ひます。(略) (ひめゆり  
部隊を生を獲つて)

(1) ひめゆりの塔の建立。(2) 釜の暴風(3)

1946年1月25日、沖縄戦終戦後7ヶ月たつては、こぼれ  
ぬ、島民の真知志村の生を獲つた。村民が摩文仁村米  
復にまつられる。村民の救わねる。人ばかり  
どの之目前(1月23日)米軍は金城和信を社長に任命  
した。「多くの若い男や学生、無事な老幼も在  
信的な思想に躍らした前途の青年たち、無情の  
戦野の國に自警を練し、名も無く朽ち果てようとして  
いる悲運を見之救われざる靈魂たちのために、救済な  
祈りを禁じ之をた。た。彼は、之日、村中に魂  
之塔建立を提案した。直ちに助役野喜喜長以下、村  
の有志の同意を得て着手する。「魂魂の塔は米復付近  
に設けられていた。日本軍、沖縄島民、沖縄戦の戦後  
の塔建立を提案した。直ちに助役野喜喜長以下、村  
の有志の同意を得て着手する。「魂魂の塔は米復付近  
に設けられていた。日本軍、沖縄島民、沖縄戦の戦後

「このことは米軍の手前には知られた。送別の名目」1946年4月4日豊見城村への移動に際し、(豊見)  
合祀祭を行な。た。

その後たごちに沖總戦で死した全之の女学生は靈魂を  
後養すために、縣自命之塔建立に着手した。伊原の  
自然塔に在らるることになつた。た、魂魂の塔建立当  
時は不明であつた。金城村長夫人はその場所の捜索の  
ために20日以上捜しまわつた。た。依然として判明し  
なかつた。後世のその娘は何れも縣自合祀塔に参加  
し戦死していた。この場所は生を獲者の一人、伊原政文  
子の語る、3月中旬に判明した。金城のみならず外島  
境を発見すると、境内に残つていゝる生を獲者の骨を  
ついで、遺族に配した。その後、壕付近の骨をまつた  
壕内にいれ、島々中から出くる骨をこの壕に入れ  
た。

その後「健見の塔」をた。医療団にた。こ「佐藤着  
藤崎の塔」、更に二高女同窓会にた。り、「白梅の塔」  
「首里高女同窓会にた。り」「瑞雲の塔」た。た。こた。た。  
8月19日

政府主催「全国戦没者追悼式」に沖縄代表として  
奥平副首席(琉球政府代表)、山城野沖總隊  
島政府副知事(住民代表)、島安全総務課会長)  
遺族代表(佐藤参加)

政府主催「全国戦没者追悼式」に沖縄代表として  
奥平副首席(琉球政府代表)、山城野沖總隊  
島政府副知事(住民代表)、島安全総務課会長)  
遺族代表(佐藤参加)

琉球政府主催「才一回全琉慰労者追悼式」に本土政府「中継戦連合会」から呼んで「中継戦慰労者入会」の  
 府代表として厚住省引揚撥護庁木材部一等官官参列。 会長、皇志聖學堂（設立  
 12月26日） 4月

五城村をたけまきりに各市町村の慰労会結成。  
 (一九五三年)  
 最初の沖繩戦々及将兵遺族団、才一回北海道遺  
 族中継戦隊参拝団が、之日来島、北海道出身戦  
 友将兵慰労塔「北國之碑」の除幕式と合同慰労祭  
 に参加。

9月 「戦傷病者慰労者遺族等諸君」適用。  
 (一九六〇年)

12月 「才一回全琉戦没者追悼式」に参列した田辺厚住省  
 引揚撥護庁次長は、慰労年金証書引件、弗慰金回債  
 4枚之塔建立 (秋田県) 摩文仁在聖地  
 38件、傷冒年金証書引件を持参。関係者に交付。(一九六一年)

10月 18日、中継戦連合会主催「才一回靖国神社参拝団」  
 4人出席、靖国神社秋野大庭に初参加。 日に臨する立法」を公布し、中継戦終結の日のも  
 17日、中継戦連合会、日本遺族会に加入。 日及び祝祭日に制定し、法休日とした。(毎  
 (一九五四年) 年、及び政府主催「中継戦々及者追悼式」が「  
 1月 摩文仁在聖地」で行われる。

11月、紀乃国之塔建立 (和歌山) 摩文仁、糸蒔、米須  
 なにわの塔 (大阪) 摩文仁在聖地  
 (一九六二年) 6月 三重之塔建立 (三重)

10月 愛媛の塔建立 (愛媛) 摩文仁在聖地  
 10月 岡山之塔 (岡山)

11月 豊百合之塔建立 (石川) 立山之塔 (富山)  
 (一九六三年) 11月 神奈川之塔 (神奈川)

2月 群馬之塔建立 (群馬) ひむねの塔 (宮崎) 摩文仁、糸蒔、米須  
 5月 火の國之塔建立 (熊本) 大介之塔 (大分)

(一九六四年) 4月 京都之塔建立 (京都) 宮野崎市墓敷 徳島之塔 (徳島) 摩文仁在聖地  
 信濃之塔建立 (長野) 摩文仁在聖地 房総之塔 (千葉)

6月 のちぎく之塔建立 (兵庫) (一九六六年) 3月 岐阜県之塔 (岐阜)

11月 茨城之塔建立 (茨城) 4月 静岡之塔 (静岡)

近江之塔建立 (滋賀) 23日「才一回中継戦々及者追悼式」に山口県院議  
 (一九六五年) 慶田和祖之塔改修 (慶田) 浦添市仲間 長、古屋総理府総務副長官、白井日本遺族会副会  
 2月 山形之塔 (山形) 摩文仁、糸蒔、米須、田 長が参列。

4月 山形之塔 (山形) 摩文仁、糸蒔、米須、田 9月 鶴巻長崎之塔 (長崎) 摩文仁在聖地

10月 はやく此の塔 (佐賀) 摩文仁丘築地

岩手之塔 (岩手)

ふくしまの塔 (福島)

福井の塔 (福井)

11月 (埼玉)

栃木の塔 (栃木)

防長路盤の碑 (山口)

(福岡)

土佐の塔改修 (高知) 具志頭村具志頭

甲斐の塔 (山梨)









# ⑨ 保釈金カンパの要請

全この皆さん。

とまよまは社会問題をひきあこし太平洋博にかこつ  
け、沖繩の反天皇感情を無視し、接がし、多くの反  
対を押し切つて沖繩上陸した皇太子アキヒト、ミチコ  
を「姫百合」、「白銀」の地においで糾弾した4戦士  
の裁判が沖繩、那覇地裁に於いて続行されています。  
そもそも、この裁判は、沖繩人の感情の底流をなほ  
している反 天皇感情 を無視して戦犯天皇一揆が沖繩  
入りしたことが始まりです。

双斗「返還」以来、沖繩に皇族が上陸し、沖繩人に  
対し天皇制攻撃がなされてきました。このことは丁度  
的にみても、ここまでは日本帝國主義が沖繩に好しき  
たものと軌を一にするものです。日本帝國主義者達は  
沖繩においでたえず沖繩人の頭ごしに沖繩の「問題」  
を取り扱つてきました。たとえば、明治の「臺灣島原」

に際しては、日帝は侵略の一環として、ギマン的に  
台湾を我民族である「琉球人」に殺戮させたと言  
つて、台湾侵略の足がかりをつくるに同時に、沖繩へ

の武力侵略をおいかんたうとしてきた。そのこと  
が沖繩の学校教育では、天皇制イデオロギーを注入  
する場として、皇民化教育を普及する「小中学校」を  
設置した。「置県」以降は日本の類似県より酷税を  
課せられ、更にオニオニ大戦の日本の敗戦にあたって  
はアメリカとの取り引き道具として、その軍事植民  
地支配下におかれ、戦時中は多くの重い犠牲を払つ  
た。沖繩 へ死んだ人達は20万人といわれおけりま  
す。これは日本帝國主義が明治以来、沖繩人を侵略  
の先兵に仕立て上げようとする犯罪的な皇民化教育  
の沖繩人は戦争に勝つたら日本人と同等の権利、資  
格が与えられるものと信じ、どうも悪い日本帝國主義  
の侵略戦争に自ら加担して多くのアジア人を殺して

いった。75年7、17姫百合、白銀の4戦士はそのこと  
を痛苦に自己批判し、自らに向い直す中で、オニオニ大  
戦で死んだ人々の二の舞をくり返さないため、犯罪的  
な天皇制を粉碎するため、7月17日、「姫百合」、「  
白銀」の地において、その地の靈の意志を受けついで  
米起しました。

これに對して、難打は、全ゆる手紙で怒鳴せんとし、  
斗いの意味を採殺せんとし、今なお4戦士を獄中に閉  
ひこめています。

すべこのみなさん。4戦士を一日も早くわたした  
の隊列にとり戻すため、斗いの支那をこめた保釈金カ  
ンパに全ゆる形で協力下さい。

皇太子沖繩上陸阻止

戦犯天皇糾弾斗いを支持する会(関西)

一九七六年七月一日 発行

連絡先

大阪市西成区西成郵便局 私書箱

関西支揃する会

号 気休

糾弾状 1977  
¥200.-

好評発売中

認めゆりの炎 創刊号  
徳田球一特集 ¥500.-

絶賛発売中

支揃する会